

# (債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館 販売事業委託業務特記仕様書

## 1 業務の名称

本業務の名称は、「(債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務」とする。

## 2 業務の目的

本市においては、「市民協働」の理念に基づき、地域住民の暮らしを地域で支えるまちづくりを進めてきたが、少子高齢化の進行による人口の著しい減少、地域社会における活力の低下などの地域課題の解決に向けて、地域住民やまちづくり団体、地域内の事業者等、多様な主体が連携し、地域力を高めるとともに、地域活性化のための取組が必要となっている。

こうした背景を踏まえ、過疎地域等自立活性化推進交付金、地方創生拠点整備交付金を活用して「人、モノ・サービス」の循環を促し、地域を中心に生産される農林水産物等の提供及び地域内外の交流を促進することを目的として「東松島市小野地域ふれあい交流館」を整備した。

本業務では、この施設を有効活用し地場産品等の安定した販売事業を行うことで、地域内の身近な買い物拠点機能とともに、多様な地域関係団体と連携した生産者と利用者の交流事業の実施により地域の活性化につなげることを目的とする。

## 3 業務の実施場所

東松島市小野地域ふれあい交流館（以下「交流館」という。）

所在地：宮城県東松島市小野字新欠下36番地（東松島市小野市民センターと同敷地内）

## 4 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

## 5 業務概要

### (1) 農林水産物及び加工品、その他の商品等の販売に関する業務

- ① 交流館内で地場産品（生鮮野菜や加工食品など）等の販売事業を1日あたり6時間以上かつ週3日以上（うち1日は土曜日又は日曜日を含む。）行う。ただし、年末年始は交流館の休館日とする。
- ② 販売事業の営業日及び営業時間については、受注者と発注者で協議の上、決定する。
- ③ 飲食店営業許可を取得することで、軽食等の飲食販売も可とする。
- ④ 交流館内で販売する商品の納品者である生産者等への食品衛生管理に係る指導・助言及び顧客満足度の向上や販売促進等に向けて、生産者等との定期的な打合せ会を実施する。
- ⑤ 地域内外の交流を促す上での販売事業等を通じた情報発信を行う。
- ⑥ 販売事業売上額報告書を月ごとにまとめ、翌月10日までに担当課へ報告するとともに、1月あたりの売上額（消費税等を除く）に15%を乗じた金額を交流館施設使用料として、発注者が指定する日までに、市が発行する納入通知書により最寄りの金融機関で納入する。

### (2) 地域内外住民の交流事業に関する事業実施者や市及び小野地域内まちづくり団体等との連携

- ① 小野地域まちづくり協議会や地区自治会が主催する事業と受注者の連携により、住民交流の促進

による小野地域の活性化に取り組む。

- ② 小野地域内の事業者や市民活動団体及び市等が交流館内で実施する多様な交流事業と販売事業の連携により、小野地域の活性化に取り組む。
- ③ 生産者等と連携した小野地域内外の住民交流に係る事業を企画・実施する。

### (3) 交流館施設の維持管理に関する業務及び貸館業務の補助

- ① 交流館施設内及び施設周辺の清掃、廃棄物処理、害虫駆除を行い、施設の維持管理・環境美化に努めること。交流館の管理する区域は別表1-1「東松島市小野地域ふれあい交流館管理区域図」及び別表1-2「東松島市小野地域ふれあい交流館区域平面図」のとおりとする。なお、交流館施設の維持管理に係る経費として市が負担する費用は別表2「(債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務 市負担費用一覧」のとおりとし、それ以外に係る費用は受注者の負担とする。
- ② 交流館施設及び市が貸与する備品(別表3「東松島市小野地域ふれあい交流館内市貸与備品一覧」のとおり。)を活用し、当該業務目的の遂行を図ること。なお、受注者の過失により施設及び備品を破損または汚損した場合は発注者へ速やかに報告し、修繕等を行うこと。
- ③ 交流スペース貸館業務の補助(交流スペース利用者への案内・説明等)

### (4) 運営検討会への参加

受注者は小野地域の自治会長や生産者、事業者等から組織される「交流館運営検討会」へ参加し、本業務の遂行にあたっては、本検討会にて出された意見やアイデアを積極的に取り入れ、事業内容に反映すること。なお、「交流館運営検討会」は市が主催し、四半期に1回程度開催する。

### (5) 食品販売に関する各種手続き等

- ① 交流館内で食品(生鮮野菜、加工品等)の販売を行うにあたり、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第57条第1項の規定に基づき、営業開始日前に宮城県石巻保健所に営業届を提出すること。
- ② 交流館内で飲食の提供や調理・製造した食品を販売する等、法第55条第1項の規定に基づく営業許可が必要となる事項を実施しようとする場合は、事前に市担当課と宮城県石巻保健所に実施しようとする内容を相談の上、営業許可申請書を提出し、営業開始日前にその許可を受けること。なお、食品営業許可に係る申請料は、受注者負担とする。
- ③ 食品取扱者として、一般的な衛生管理に加え、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を徹底すること。

### (6) 交流館来館者アンケートの実施

販売事業および地域内外の交流事業展開のため、来館者にアンケートを実施し、その結果を考慮した事業実施を行うものとする。なお、アンケート結果は、実施月の業務報告書とともに市に原本も提出すること。アンケートの内容、手法及び整理方法については、別途市と協議するものとする。

### (7) その他の業務

#### ① 事業計画書の作成

事業計画書には下記事項を記すものとし、市が指示する期日までに提出すること。なお、作成にあたっては、現地調査及び市担当課との協議の上作成すること。また、変更が生じた場合は、随時、変更業務計画書を提出しなければならない。

ア 業務の名称

イ 業務の実施場所

- ウ 業務工程表
  - エ 業務内容及び方法（販売予定品目の一覧、備品レイアウト図、営業届・賠償責任保険証書の写し等を含む。）
  - オ 人員配置・連絡体制図（食品衛生責任者の資格を証する書類の写しを含む。）
  - カ その他当該業務の履行確認のため必要となる事項
- ② 月ごとの業務実施報告書の作成
- 月ごとの業務実施報告書には次の書類を添付するものとし、業務実施月の翌月10日までに市担当課へ提出すること。
- ア 交流館来館者数報告書（営業日ごとの来場者数、買物者数が確認できるもの）
  - イ 職員勤務状況表（業務日報等）
  - ウ 東松島市小野地域ふれあい交流館での販売事業売上額報告書
  - エ 交流事業等のイベントを実施した場合は、その状況が確認できるもの
- ③ 要望・苦情への対応
- 利用者からの要望・苦情に対しては、迅速かつ適切に誠意を持って対応すること。また、要望・苦情の内容及び対応結果は、「要望・苦情報告書」に記載し、市担当課に提出すること。なお、その内容や対応策については、職員の間でも共有すること。
- ④ 事故発生時の対応
- 事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容等を速やかに市に報告すること。また、事故等の発生に対して速やかに原因等を究明し、対策を必要とする場合は、今後の対応策と併せて「事故報告書」により市に提出すること。
- ⑤ 損害賠償請求への対応
- 受注者は、本業務に起因して交流館利用者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合の補償に備えた損害賠償責任保険に加入し、保険証書等の写しを市担当課に提出すること。
- なお、受注者は、保険請求等に必要な補助事務を実施すること。
- ⑥ 販売事業に係る適切な金銭管理・報告
- 交流館内では、適切に金銭の管理を行い、販売事業に係る売上管理を適切に処理すること。なお、発注者が求めた場合には速やかに交流館での売上管理台帳、通帳等を開示すること。

## 6 職員体制

本業務を円滑に履行できる職員体制を確保すること。また、次の職員を選任・配置すること。

### (1) 統括責任者の選任

本業務の統括責任者として、市及び関係機関との連絡調整、業務の把握、本業務に従事する職員の指導、監督、助言及び苦情対応等を行う職員を選任し、市担当課へ報告すること。

### (2) 食品衛生責任者の選任・配置

食品衛生責任者の資格を有する職員を選任し、市担当課へ報告すること。

## 7 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令を遵守しなければならない。

### (1) 食品衛生法（昭和22年法律233号）

### (2) 東松島市小野地域ふれあい交流館条例（平成30年東松島市条例第27号）

- (3) 東松島市小野地域ふれあい交流館管理規則（平成30年東松島市規則41号）
- (4) 東松島市個人情報保護条例（平成17年東松島市条例第10号）
- (5) その他関係法令及び通則

## 8 費用の負担

- (1) 施設の維持管理に係る経費に関して、市が負担する費用は別表2「(債)令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務施設維持管理費市負担費用一覧」のとおりとし、それ以外に係る費用は受注者の負担とする。

また、次の費用については、本業務の受注に係る委託料の対象外経費とする。

- ア 交流館内で販売する商品の仕入れ調達に要する経費
  - イ 市から貸与する備品以外で本業務の受注にあたり必要となる備品の調達経費及び維持管理に要する経費
  - ウ 営業許可等の申請に要する経費
  - エ 本業務の受注にあたり発生したゴミの処分費
  - オ PL保険（生物賠償責任保険）及び火災保険等付保が必要と思われる保険への加入料
  - カ 販売用の消耗品費（レジ用のロール紙、買い物袋、商品梱包材等）
- (2) 交流館での販売事業に係る売上額（消費税等を除く。）に15%を乗じた金額（1円未満端数切捨て）を交流館施設使用料として、受注者が負担する。

## 9 業務委託料の支払い

月ごとの実績払（分割払）いを基本とし、月ごとの支払回数と金額については市と受注者の協議の上、決定することとする。なお、前払いは行わない。

## 10 成果品

業務終了後、受注者は業務期間中（年度毎）の業務実績をとりまとめた次の成果品を市担当課へ提出するものとする。

- (1) 年度業務完了届
- (2) 交流館来場者数報告書（来場者数の集計・推移が確認できるもの）
- (3) 交流館来場者数報告書で使用している圧縮前の電子媒体データ（CD-R又はDVD-R1枚）
- (4) 職員勤務状況表（業務日報集計表等）
- (5) 販売事業売上額報告書（月ごとの売上額の集計・推移が確認できるもの）
- (6) 交流事業等のイベント実施に係る報告書（内容の確認ができるもの、記録写真電子データを保存したCD-R又はDVD-R1枚）
- (7) 来館者アンケート結果に使用している圧縮前の電子媒体データ（CD-R又はDVD-R1枚）
- (8) 苦情処理及び事故発生状況の一覧

## 11 その他

業務遂行にあたり、疑義または本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、発注者と

本市が協議して定めるものとする。

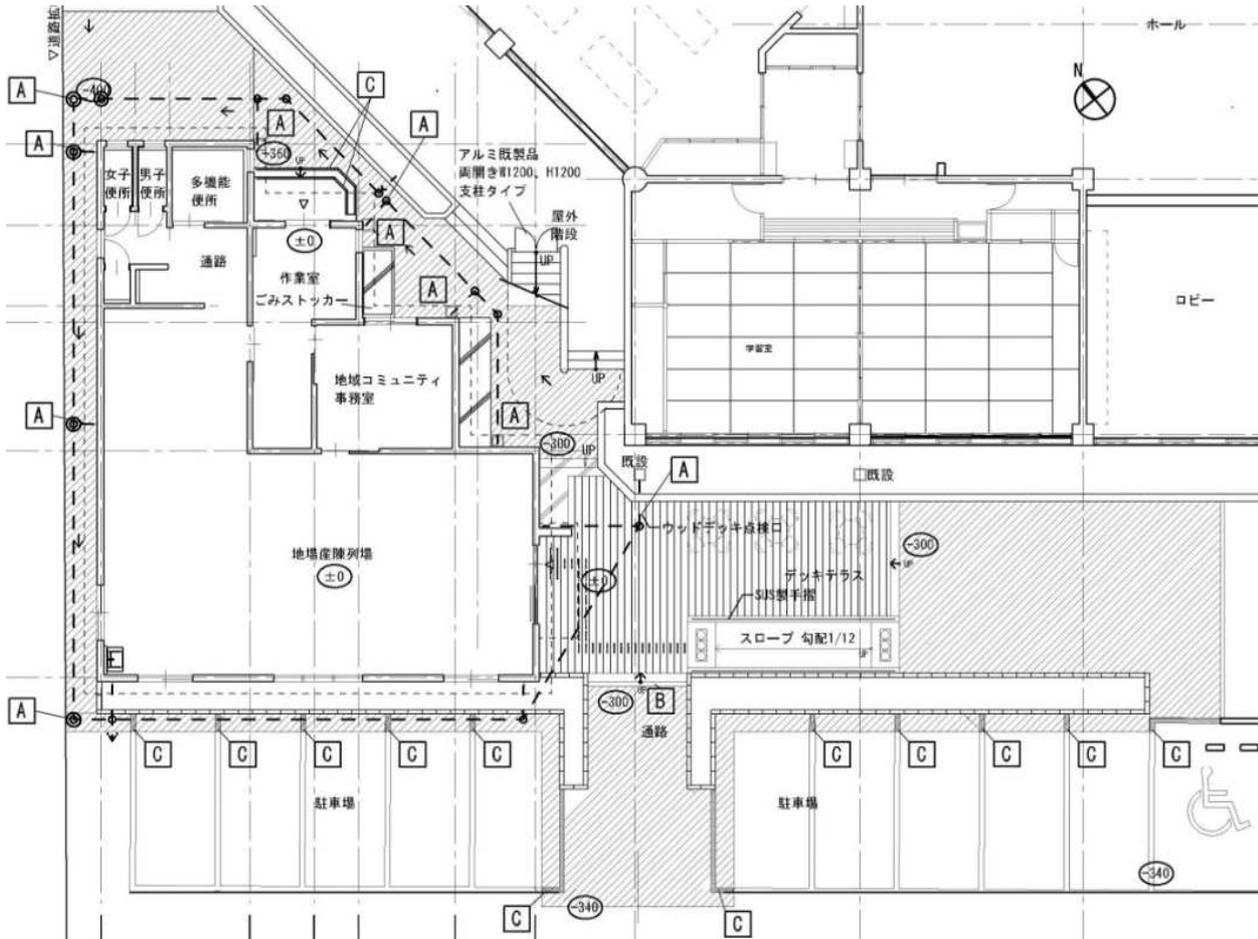
## 1.2 リスク分担区分

リスク分担区分は、別表4「(債)令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務リスク分担区分」のとおりとする。

別表 1 - 1 東松島市小野地域ふれあい交流館管理区域図



別表 1-2 東松島市小野地域ふれあい交流館管理区域交流館平面図



別表2 (債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務施設維持管理費市負担費用一覧

項目	費用区分
需用費	施設衛生管理用消耗品費（トイレトペーパー、掃除用洗剤、アルコール消毒液等施設の維持管理に必要となる消耗品購入経費）
	電気・上下水道使用料
役務費	固定電話使用料
	冷蔵ショーケース等点検手数料
	火災保険料
委託料	消防設備点検
	清掃業務
	機械警備業務委託料
	自動ドア保守管理委託料
使用料及び賃借料	NHKテレビ受信料（地上波契約）

**【留意事項】**

次の費用については、当該業務の委託料対象外経費となり、全額受注者負担とする。

- ア 交流館内で販売する商品の仕入れ調達に要する経費
- イ 市から貸与する備品以外で本業務の受注にあたり必要となる備品の調達経費及び維持管理に要する経費
- ウ 営業許可等の申請に要する経費
- エ 本業務の受注にあたり発生したゴミの処分費
- オ PL保険（生物賠償責任保険）及び損害賠償保険への加入料
- カ 販売用の消耗品費（レジ用のロール紙、買い物袋、商品梱包材等）

別表3 東松島市小野地域ふれあい交流館内市貸与備品一覧

物品番号	品名	型式・規格	メーカー	個数
94715～94721	木製ワゴン平台	663G-60308-03	チヨダディシステム	7
94722～94724	木製上置き台	664G-60308-03	チヨダディシステム	3
94725	カウンターP	604	中日販売(株)	1
94726	カウンター	615	中日販売(株)	1
94727	コーナーカウンター	600	中日販売(株)	1
94728	冷蔵庫	SRM-461NB	パナソニック	1
94729～97730	冷蔵庫ショーケース	SRM-261NB	パナソニック	2
94731	製氷機	SRL-1500TNA	パナソニック	1
94733～94736	ミーティングテーブル	6-168-4643	内田洋行	4
94737～94752	チェア	6-450-8134	内田洋行	16
94753～94757	スマートハイチェア	W-33920	ひかりのくに	5
94758	屋内マット	MR-034-248-5	テラモト	1
94759	傘立て	UB-280-236-0	テラモト	1
94760	キーボックス	37178	クラウン	1
94763～94765	ショッピングカート	752G-60365-01	(株)友屋	3
94766	電子レジスター	TE-2700-20SSR	カシオ計算機	1
94767	電子レンジ	DR-D269B	ツインバード工業	1
94769	ハイカウンター	19-255	プラス	1
94770	ステンターンボックス	DS-213-010-0	テラモト	1
94771～94773	アルミテーブル	382-0110	ミズシマ工業(株)	3
94774～94779	アルミアームチェア	AL-W53AC(BR)	引益	6
94780～94781	スモーキングスタンド	YS-34L-ID-B ブラック	山崎産業	2
94782	ミーティングテーブル	6-168-4050	内田洋行	1
94783～94788	ミーティングチェア	HLTS-110-V	ハウトク	6
94789	書庫	322-362	書庫	1
94790	ホワイトボード	MH36TDN	馬印	1
94791	ラミネーター	5723901	フェローズ	1
94792	デスクトップPC	FMVD30017P	富士通	1
94793	プリンター	EP-979A3	エプソン	1
94794	デジタルカメラ	IXY200(SL)	キャノン	1
94795	デジタルコードレス電話機	JD-V37CL	シャープ	1
94796	シュレッダー	3227601	フェローズ	1
94798	ワークデスク	SWPAH-1260-11	山金工業(株)	1
94799～94780	台車	DSK-301B2	ナンシン	2
94801	脚立	MCX-150	ピカコーポレーション	1

			ン	
94802	JT ロッカー	706-858	ジョインテックス	1
94803	掃除機	MC-G600WDP	パナソニック	1
94804~94805	パンフレットスタンド	MPS-7	トヨタプロダクツ	2

別表4 (債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務 リスク分担区分

種類	内容	市	受注者
施設・設備・備品等の 損傷、修繕	受注者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外のもの	○	
第三者への賠償	受注者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
保険加入	火災保険	○	
	施設の瑕疵による賠償責任保険	○	
	上記以外の賠償責任保険（身体賠償、財物賠償）	○	
法令又は税制変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
運営費の膨張	受注者の要因による運営費の膨張		○
	原油価格の変動による燃料費等の増減又は人件費、物品費等の協定締結時において想定が難しい物価変動に伴う、やむを得ない経費の増（委託料を超える支出負担があった又はあることが確実に見込まれる場合）	協議事項	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
不可抗力	天変地異や争乱等、いずれの責めにも帰すことのできない事由による施設・設備の修復及び業務履行不能	○	
行政上の理由による 事業内容の変更	行政側の事情により、施設管理・運營業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増	○	
セキュリティ	施設の管理・警備の不備による情報漏洩、犯罪発生		○
防火管理体制	管理権限者	○	
	防火管理補助者		○
周辺地域・住民及び利 用者への対応	地域との調和		○
	事業運営に対する苦情等		○
	上記以外の市が関与するべきもの	○	
事業終了時の費用	運營業務委託期間終了時又は期間中に業務を廃止した場合における原状回復、事業者の撤収費用		○
その他	上記以外	協議事項	

別表5 小野地域ふれあい交流館内イメージ図

